

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2024 年 4 月号(第 218 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特集

- ◆ 近年進む中国系 EV 関連企業によるハンガリー進出

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング グローバルコンサルティング部

マネージャー 山野井茜…………… 1

■ 経済

- ◆ 宣伝部門や国家安全部門も動員し不況色の払拭に取り組む中国

— 言論統制が経済をさらに悪化させるリスクはないか？

公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部

上席研究員 梅原直樹…………… 4

■ 税務・会計

- ◆ 中国政府は雇用安定のための税制優遇措置をアップグレードし、雇用維持に一層注力する

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー 李輝…………… 11

■ 法令・政策

- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介…………… 15

■ 人民元レポート

- ◆ 全人代後、追加緩和への言及が相次ぐ

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦…………… 17

■ 主要経済指標

- ◆ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 22

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



特集

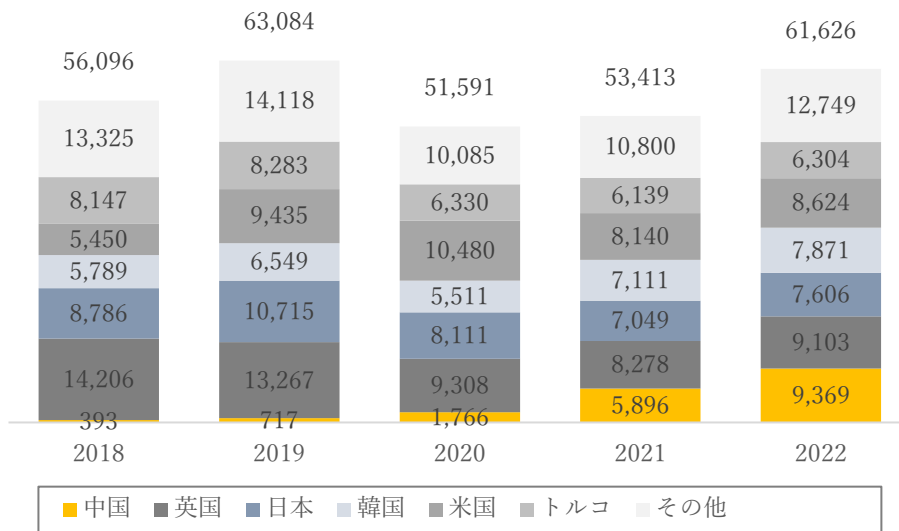
近年進む中国系EV関連企業によるハンガリー進出

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 グローバルコンサルティング部
 マネージャー 山野井茜

中国は、2016年に電気自動車（EV）などの新エネルギー自動車について初めての具体的なロードマップ「省エネルギー車と新エネルギー車技術ロードマップ」を公表して以来、官民を挙げてEV産業に注力してきた。その結果、中国乗用車市場情報联席会（中国乗用車協会：CPCA）によると、2023年の世界でのEV乗用車の新車販売台数のうち、68%を中国が占めるなど、中国が世界のEV産業をリードしている状況である。

まずは国内での産業育成、市場拡大を中心に取り組んできた中国だが、近年は世界的なEV販売台数増加の追い風を受け、欧州においてもその販売台数を伸ばしている。2023年に欧州自動車工業会（ACEA）が発表した統計によると、欧州連合（EU）の輸入乗用車の金額規模において、2018年には10億ユーロ未満だった中国からの輸入総額は、この5年間で大きく増加し、2022年には約93億ユーロで、最も輸入総額が大きい国となった（図表1）。

【図表1 EUの乗用車輸入金額推移（単位：百万EUR）】



出所：欧州自動車工業会（ACEA）統計を基に筆者作成

この状況に対し、欧州では危機感を募らせている。2023年9月、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は一般教書演説の中で、巨額の家補助金によって価格が人為的に低く抑えられているとして、中国製EVに対する補助金調査を開始すると発表した。また、フランスやイタリアでは、EV購入補助の基準を改正し、中国製EVを対象外とする動きが見られる。

このように欧州が中国製 EV を排除する動きを進める一方で、中国は欧州での足場固めに移りつつある。その足場として選ばれたのが、ハンガリーである。近年、中国によるハンガリーへの EV 関連投資は増えつつあり、中でも 2023 年 12 月に比亞迪 (BYD) が同国に同社初の乗用車の欧州工場を建設することを発表したことは記憶に新しいかもしれない¹。

ハンガリーは自動車産業が主要産業であり、1989 年の体制転換以降、スズキやドイツ系完成車メーカー (OEM) が、安い労働力、ドイツへのアクセス容易性を背景に進出し、経済成長の原動力となった。2010 年代後半からは日系、韓国系、独系メーカーからの EV 関連の投資も進み、主要メーカーでは韓国の Samsung SDI や SK on (SK Innovation) が既にバッテリーの製造を行っている²。

それに対し、中国がハンガリーへの投資を始めたのは 2020 年以降である (図表 2)。

【図表 2 ハンガリーへの EV 関連の新規進出動向 (2020 年以降)】

時期	企業	本社所在地	製造
2020 年 2 月	LOTTE Aluminium	韓国	二次電池用正極箔
2020 年 2 月	Panax Etec	韓国	二次電池用電解液
2021 年 9 月	上海恩捷新材料科技/Semcorp	中国	二次電池用セパレーターフィルム
2021 年 12 月	EcoPro BM	韓国	二次電池用正極材
2022 年 4 月	惠州億緯鋰能/EVE Energy	中国	EV 用バッテリー
2022 年 5 月	格林美/GEM	中国	高ニッケル前駆体、バッテリーリサイクル
2022 年 6 月	ダブル・スコープ	日本	二次電池用セパレーター
2022 年 8 月	蔚来汽車/NIO	中国	バッテリー交換ステーション
2022 年 8 月	寧德時代新能源科技/CATL	中国	EV 用バッテリー
2023 年 2 月	日本製紙	日本	バッテリー用添加剤
2023 年 7 月	欣旺達電子/Sunwoda Electric	中国	EV 用バッテリー
2023 年 9 月	LG Magna e-Powertrain	韓国・カナダ	EV 用モーター
2023 年 12 月	比亞迪/BYD	中国	EV

出所：報道を基に筆者作成

主要なところでは、世界的な EV バッテリーメーカーの CATL、EVE Energy そして Sunwoda の進出が挙げられる。韓国の調査会社である SNE Research の調査によると、2022 年時点の世界全体の EV バッテリーの売上において、CATL は 1 位、Sunwoda は 9 位、EVE Energy は 10 位となっており、進出済みの SK on (4 位)、Samsung SDI (5 位) と合わせて、世界の主要 EV バッテリーメーカー上位 10 社のうち、半分がハンガリーに工場を構えることになる。

¹ 一方、BYD はハンガリー国内に EV バスの完成車工場 (2017 年稼働開始) を有しており、BYD の初進出というわけではない。

² 2010 年代後半のハンガリーへの EV 関連投資動向については、拙稿『EV 産業集積地として注目される中東欧とその魅力』(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング) に詳しい。

https://www.murc.jp/library/report/global_201210/

日系企業にとっての中国のハンガリー進出

これまで自動車産業においてはあまり欧州に進出していなかった中国であるが、サプライチェーン上の利点も有していると見られる。そのポイントとなるのが、中国からモンゴルまたは中央アジアを通り、欧州へと至る貨物鉄道「中欧班列」である。中国が2013年に発表した「一帯一路」構想で中核プロジェクトとして位置付けられ、近年、中国から欧州への貨物輸送が急激に増えている。

基本的には、中央アジアからロシアに至り、ベラルーシを経由してポーランドに輸送されるルートが利用されているが、ウクライナを経由すれば、ハンガリーに直接輸送することも可能である。昨今のロシア・ウクライナの状況を鑑みると、このウクライナ・ハンガリールートは難しいものの、中欧班列を活用した中国からの原材料の輸送によって、中国企業は、原材料調達を含めて「メイド・バイ・チャイナ」を欧州でも実現可能となる。つまり、これまで長い時間をかけて欧州に基盤を築いてきた日系企業に対しても、価格競争力をも有し、今後、脅威となり得る。

他方で、中国企業のハンガリー進出による日系企業への機会も考えられる。CATLのハンガリー進出では、建設予定の工業団地に、中国系セパレーターメーカーと併せて、正極材とバッテリーリサイクルを行う韓国系のEcoPro BMも進出を決定している。また、日本製紙が2023年2月にハンガリーへのバッテリー用添加剤の製造販売子会社を設立することを発表しているが、こちらは中国・韓国メーカーの欧州域内での工場建設計画に対応したものだという。このように、中国のバッテリーメーカーは中国企業のみならずサプライチェーンを限っているわけではなく、中国企業の欧州進出によって、EV関連の部材を提供する日系企業も欧州進出の機会が増えると思われる。

各国が見守る中国企業によるハンガリー展開

現在、欧州での中国によるEV関連投資、特にバッテリー関連が活発なのは、ハンガリー以外では蜂巢能源科技(SVOLT Energy Technology)、CATLがそれぞれ進出しているドイツと、元々は日産自動車の電池子会社で、現在は中国資本のAESCグループがギガファクトリーの建設を進める英国のみである。

中国がハンガリーを選んだ理由としては、欧州への展開の足掛かりを模索する中国と、欧州域外からの投資も求めるハンガリーの利害が一致した結果であると言える³。EUが警戒を強める中、欧州市場への足場として選ばれたハンガリーでの中国企業の活動は、今後の欧州委員会や西欧主要国の反応、その成功可否、そして日系企業への影響を含め、今後の中国EV産業の欧州展開の試金石として注目される。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: akane.yamanoi@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

³ 中国がハンガリーへの投資を進める背景については、拙稿『ハンガリーへの大型投資に見る中国の欧州EV展開戦略』(一般財団法人外国為替貿易研究会「国際金融」2024年2月号)において、詳細な分析を行っている。https://www.murc.jp/library/report/cr_240222/

経済

**宣伝部門や国家安全部門も動員し不況色の払拭に取り組む中国
—言論統制が経済をさらに悪化させるリスクはないか？**

公益財団法人国際通貨研究所
開発経済調査部
上席研究員 梅原直樹

構造的要素と循環的要素を合わせた対処が求められる中国経済

中国では2023年、特に第2四半期に入ってから不況色や経済停滞感が広がり、一般の人々にもそれが浸透し始めたように見える。将来への期待感が萎むことについて、中国共産党執行部は強い危機感を持っているようだ。

中国政府は2023年下半期に入ってから、さまざまな経済対策を打ち出してきた。しかし、それらは足元の不動産不況への抜本的な対策とは言い難い。中央銀行による利下げや預金準備率の引き下げも実施されたが、これはどちらかと言えば循環的な景気悪化への対処策である。洪水被災地の復興支援のための特別国債発行も、経常的な経済対策のカテゴリーに入ると言えよう。中国は、構造的な問題を抱えており、構造の本質を見極め、それに沿った対策が必要となる。場当たりの対策では、一時は状況を緩和できても、根本的な改善にはならない。人々がそれを見透かせば、将来にわたった中国の経済社会発展に対する期待感は、さらに損なわれることになりかねない。

景気低迷の根源にあるのは不動産不況である。その原因は根深いものがあり、構造的な部分が多い。中国共産党・政府はこれに正しく向き合う必要がある。的確な政策が打ち出されず八方塞がりになっているとみなされるようになれば、共産党の指導力や権威に対して疑問符がつくことになるかもしれない。これは共産党が最も気にかけている「総体国家安全観」を揺るがす恐れがある。

不動産不況に至るまでの経緯

1990年代後半より、中国では改革開放の中で不動産の市場化改革が行われた。土地所有権は期限付きのものであり、所有権とは異なる。それでもその売買が可能となったことは大きな変革であった。そして、これが端緒となって2000年代以降、不動産業は中国の「支柱産業」となり、経済成長のエンジンとして取り扱われるようになった。人々は、不動産さえ買っておけば、その価値は決して毀損することはないという意識を持つに至った。これが不動産バブル形成の基礎となった。

2008年のグローバル金融危機の後、中国政府は大規模な景気刺激策を打ち出した。しかし、数年後にはシャドバンキングを含むさまざまな副作用が生じ、その上で景気停滞感も表れてきた。2012年に習近平政権が誕生し、景気への対処が本格化した。2015年頃、支柱産業であった不動産業を需要サイドからの景気テコ入れの道具として使った。この結果、不動産市場において深刻な供給過剰が広がり、不動産在庫が全国各都市で積み上がる結果となった。2016年以降、党・政府は「供給側構造改革」を掲げながら、これへの対策を打つことになる。不動産在庫と過剰生産設備の整理に加え、過剰債務の削減が打ち出された。最後の過剰債務の削減は、デレバレッジの中長期政策とし

て極めて重視されることになる。

2017年に習近平政権が第2期に入ると、第3期続投の意欲が表れだし、それとほぼ同じ時期には米国で共和党トランプ政権が誕生し、対中関税を大幅に引き上げるなどの措置を講じたことで、権力集中を志向する習近平政権をますます刺激した。そうした中、国内のデレバレッジを含む「供給側構造改革」の動きが、やや霞んで見えるようになった。

土建国家的体質

中国共産党は1991年のソビエト連邦崩壊後も継続的に社会主義を掲げ、5カ年計画に基づく経済運営を行ってきた。そして毎年3月には、経済成長率の年間目標を掲げるのも慣例になっている。実はこの成長率目標値の達成がくせ者であって、これは事実上、各地方政府幹部の達成すべき「ノルマ」に転換されてきた。地方政府幹部は、それぞれ与えられた目標を達成することで、党中央や中央政府に対して顔を立てることができ、地方政府幹部の出世に直結してくる。この成長目標を達成する上で頼りにしてきたのが、今、大問題になっている大手不動産デベロッパー会社であった。

地方政府は、まず集団所有制下の農地を収容し、土地利用目的を変更した上で使用権をデベロッパーに売却し、工業団地やマンション開発を進めてきた。2000年代以降、多くの地方政府幹部が投資誘致ミッションで日本を訪れたが、これも中国の地方政府がノルマ達成のために行った施策の1つであった。地方政府にとって、土地譲渡益は極めて重要な独自財源となり、これを都市インフラ建設に回すことで経済発展を実現した。それと同時に、ノルマ達成と幹部の出世も実現し、時にそれが享楽にも結びつくという、まさに夢のような好循環が見込まれた。地方政府は互いに競争し、さらに国有企業や融資平台（地方政府が傘下に置く投資会社）も活用し銀行融資や起債、シャドーバンキングでの資金調達を行い、さまざまな建設プロジェクトの実現を図った。このような土建国家的な発展モデルが全国で展開されてきたのが、「反腐敗」運動が始まる前の中国であった。

しかし、このモデルには根本的な問題があった。それは、不動産デベロッパーや地方政府系国有企業、融資平台など、各所で巨額の債務が積み上がっていくことが避けられないモデルであったことである。各プロジェクトの投資効率が高いうちは、多少の債務を抱えても償還面で問題が生じにくいが、成長速度が落ちてくれば返済不能なプロジェクトばかりが増えることになる。2015年以降、中国においてはそうした傾向が色濃くなっていったのである。

第3期習近平政権でのデレバレッジ復活

国内総生産（GDP）至上主義の中で土建国家的経済運営を行う弊害は、当局の認識するところであったが、容易には止められなかった。習近平第2期政権は「質の高い発展」を掲げ、これに対処しようとしたが、長く染みついた体質は変わらず、GDP至上主義が継続した。

他方、2016年頃に掲げられた「供給側構造改革」は、2020年初にコロナ禍が始まり停滞したものの、2020年夏、武漢市と湖北省の封鎖が解除されると、突然、再開された。そこで打ち出された改革は、大手民営不動産デベロッパーの経営を金融から締め上げる厳しいものとなり、彼らの経営は次々に立ち行かなくなった。特に事業規模の拡大を最優先する経営スタイルをとった恒大集団は、

短期間のうちに実質破綻に追い込まれた。そのあおりを受けて、比較的優良と見られたカントリー・ガーデン（碧桂園）なども、急激に資金繰りに窮することになった。2022年以降のコロナ対策として都市封鎖でマインドを萎縮させられた市井の人々は自信を失い、不動産価格の急激な下落を招いた。この辺りの事情は、すでに繰り返し報道、解説されており、詳細は割愛する。

実は、中国経済における課題の核心は今も、2015年頃と大きくは変わっていない。重要なのは、GDP至上主義から脱し、経済効果が低いプロジェクトからは撤退し、負債拡大を抑制しつつ、新たな発展の芽を育み紡いでいくことで、安定した経済発展が実現できる新モデルを構築することである。

三中全会が開かれていない中での中央経済工作会議

それにしても、2023年秋に開かれると予想されていた中長期の経済問題を取り扱う三中全会（中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議）が開かれぬまま今に至ることは、中国経済の観察者にとって、想定外の事態である。中国共産党は5年ごとに全国代表大会（党大会）を開き、その翌年秋には三中全会を開いており、10年に一度は改革・開放を推進する上での長期的な骨組みを示してきた。2023年秋はまさに三中全会が開かれると考えられ、何が議論されるか注目されていたのだが、旧正月を過ぎた2024年2月末の時点でいまだ開催は報じられていない。

そうした中、2023年12月には中央経済工作会議が通常通り開かれ、2024年に向けた経済政策の骨格が示された。しかし、そこでも気になる点があった。それは党宣伝部が「中国経済光明論」を唱えるべきとしたことである。さらに、これに呼応するように国家安全部や公安部が違反者を取り締まる姿勢を見せたのだ。これはかなり異例であり、憂慮される事態であると思われる。これによって民間部門の経営者のマインドはさらに萎縮させられる可能性があり、場合によっては、中国国内でのビジネスを諦め、将来的に出国のチャンスを窺う者を増やしかねない。党の宣伝強化活動は、人々のムードや経済の将来予想を好転させる効果もゼロではないかもしれないが、統制強化による弊害と副作用がそれよりも大きくなる可能性がある。

三中全会が2023年秋に開かれなかった理由は何か

鄧小平氏は1978年12月の三中全会で3度目の復権を果たし、改革開放時代が始まったが、その後、1989年に天安門事件が起きて、政治改革は完全にストップした。それへの手当として、中国共産党はトップリーダーを10年ごとに整然と交代させる政治伝統を作り出し、それがほぼ制度化されたと考えられてきた。だが、習近平政権はその伝統を終わらせてしまった。2017年秋の党大会（第19期）で後継者指名が行われず、2018年の憲法改正で国家主席の任期が撤廃、そして、2022年秋の党大会（第20期）でも後継者は決められなかった。

中国の国外でセルフメディアを通じて評論活動を行う華人は多い。その中には、習近平氏は、ロシアのプーチン大統領に憧れて中華人民共和国のツァーリ（皇帝）になりたいとの誘惑にかられ、党総書記・国家主席・軍事委員会主席の「終身制」を実現してしまった、という論評も見られた。そして、習近平政権は2021年の「歴史決議」を経て改革・開放政策から距離を取り始め、毛沢東の独裁下にあった文化大革命の頃の社会統制が厳しい時代に逆戻りしようとしているのではないかと、という論評も多く見られた。密告社会に戻れば、相互不信が生じ、不利益を嫌う中国人は自己規制を

強め公の場での発言を避けるようになる。このような状態では、中国の経済発展に期待して進出した外資企業も、縮み上がってしまう。投資の撤退には至らなくても、サプライチェーンや投資ポートフォリオを見直し、表向き現状を維持して様子見する企業が増えるのはやむを得ない。さらにトップリーダー交代時に政策継続性が疑われる事態まで進めば、投資環境にかなり悪い影響を与える。

さて、2023年秋に中国共産党が三中全会を未開催とした理由は対外的に一切、説明をされていない。したがって、外部の者は憶測することしかできない。以下はそうした推測の一部である。

① 2023年夏から秋にかけ、中国の外務大臣と国防部長が解任された。両者とも習近平氏のリーダーシップの下で登用された人物だが、その解任理由が明らかにされていない。米国当局への情報リークが原因ともささやかれるが、はっきりしない。いずれにしても両者は中国共産党中央委員であり、解任理由やその後の処遇および後任人事を、少なくとも内部で固める必要があり、それがはっきりするまで中央委員会総会を開きにくいという事情があるとみられる。人民解放軍の腐敗問題は今も燃り続けており、党内のこのような複雑な状況があることを鑑みれば、三中全会の開催は当面は困難である。

② 習近平指導部は外交方針において、米中関係と中露関係を最重視してきたが、米国では2024年に大統領選挙が行われるため、米中関係が再び大きく変動する可能性がある。他方、ロシアによるウクライナ侵攻は長期化しており、出口が見えない。経済政策も、こうした外部環境を無視して決めることはできない。対外政策と経済運営の柔軟性を確保するためにも、今、中央委員会総会を開くことは得策ではないとの考えがあり得る。さらに、台湾で2024年1月に行われた総統および立法院選挙の結果に関する中国共産党内部における当面の総括も、問題として存在する。習近平政権が掲げてきた「祖国統一」の夢についても、政策の総括や今後に向けた整理が必要になっている可能性も考えられる。

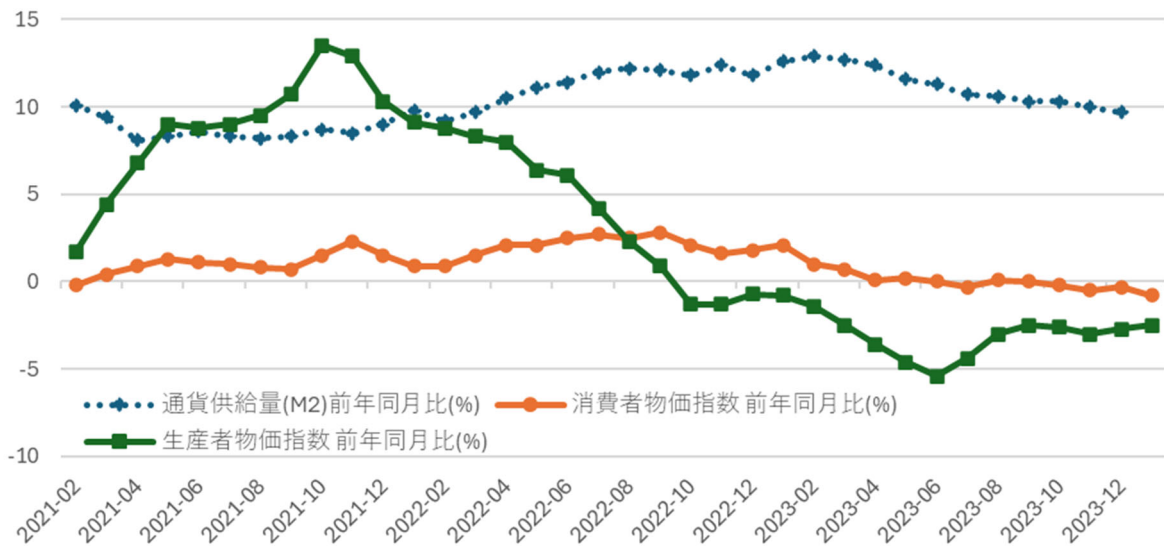
以上は各種報道や識者のコメントに基づく筆者の推測であり、明確な論拠はないが、三中全会が開かれていないのを異常事態と見れば、さまざまな憶測が出てくるのは当然であろう。

中国経済の温度感

中国経済の足元の温度感を示すため、以下では通貨供給量と物価推移、製造業購買担当者指数、株価インデックス推移を示す3つのグラフにより、簡単に説明を試みたい。

図表1は通貨供給量と物価動向を示すものである。通貨供給(M2)は前年同月比10%近い増加で推移しているが、それと対照的に物価は消費者物価、生産者物価ともマイナスとなっている(2024年1月の消費者物価は前年同月比▲0.8%、生産者物価は前年同月比▲2.5%)。物価動向は経済の体温や活力を示すが、中国ではデフレや流動性の罍の傾向が見られ、景気が低迷していることがうかがえる。2023年の実質経済成長率は5.2%と、年初の目標をほぼ達成し、2024年の目標も前年と同じ5%前後に設定されると見られるが、この数字がノルマ達成や官僚の忠誠心を示す側面があることも考えると、経済実態は別の数値から見ていくことが必須である。

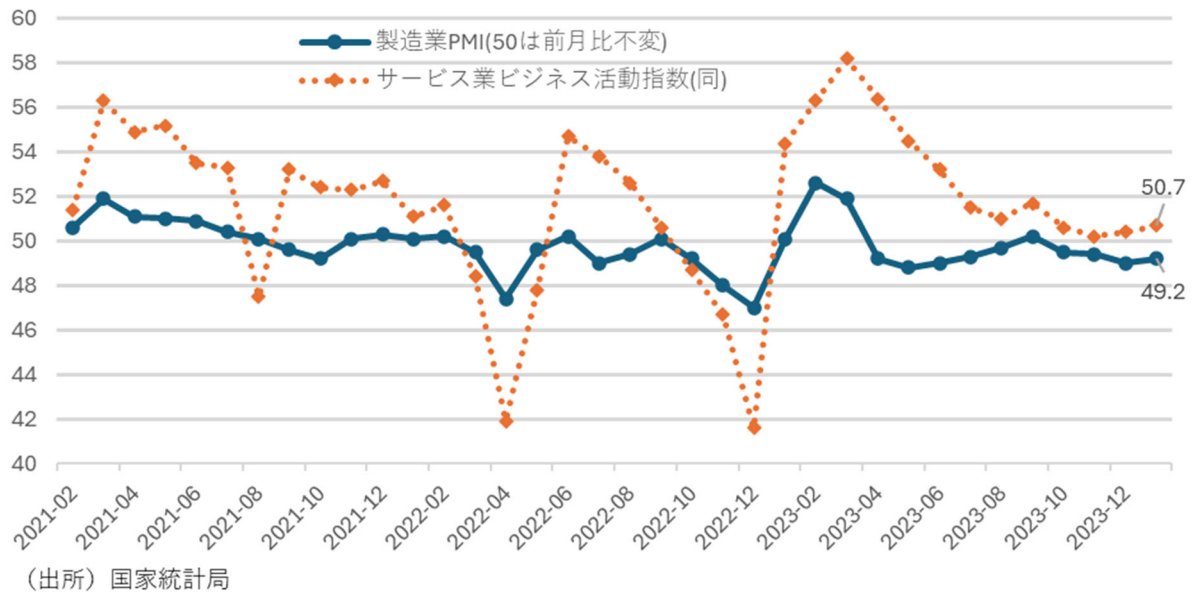
【図表1 通貨供給量(M2)と物価動向】



(出所) 国家統計局

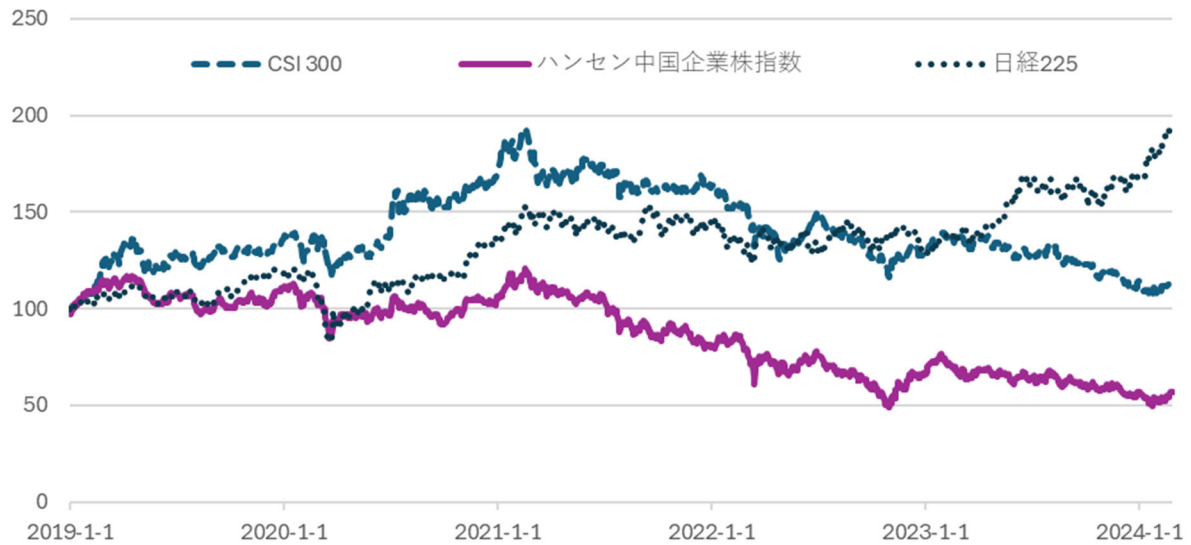
図表2は製造業の購買担当者景気指数(PMI)およびサービス業ビジネス活動指数である。製造業においては2023年4月以降、ほぼ50を切って推移しており、人々がビジネスの先行きに明るさを感じていないことがわかる。

【図表2 製造業PMIとサービス業ビジネス活動指数】



図表3は株価指数の動向を中国と日本で比較するために、2019年1月1日を100としてグラフにしたものである。中国国内の株価指数であるCSI300（上海証券取引所と深圳証券取引所の時価総額加重型（浮動株基準）株価指数）を見ると、2021年の第1四半期までは、まずまず活況であったが、それ以後は下落傾向を見せている。そして、それを先取りするように、ハンセン中国企業株指数（香港取引所（HKEx）上場のH株、レッドチップおよび民間企業銘柄（Pチップ）からなる浮動株調整時価総額加重平均指数）は、2019年から早くも低調な推移を見せている。他方、日経平均は2023年に入って上昇が顕著であり、CSI300と好対照をなしている。このような中国株の動向を通じて、市場が中国経済の先行きを悲観的に見ていることが示されている。ちなみに、2024年2月の旧正月以降、中国の株価指数が上昇に転じているが、これは「国家隊」と呼ばれる政府の指示を受けた国有企業を中心とした買い介入により押し上げられているとされ、この効果がどの程度長続きするかは今後、しっかり見届けていく必要がある。

【図表3 中国・香港・日本の株価指数比較】



(注) 2019年1月1日を100として作成、(出所) Refinitiv

おわりに

本稿では改革開放時代以来の土地経済の経緯を振り返りながら、2024年2月末現在における中国経済の状況を述べたものである。2023年12月の中央経済工作会議で中国共産党が「中国経済光明論」を打ち出し、社会全体に圧力をかけたことは驚きであり、足元の中国経済が実態的にかなり悪い状況であることを物語っている。経済を見る際は、本来、政策決定者であろうとエコノミストであろうと、中国語でいう「实事求是」、すなわち事実に基づき真実を探るという客観的で科学的な態度が重要であるが、そこに党宣伝部や国家安全部などが入り込み、自由な議論を封じ統制しようとするのは、現在の中国経済の苦境を表しているだけでなく、将来の中国経済に対する正しい認識や処方箋の作成を困難にするという意味で、新たな懸念材料を加えるものと言えるだろう。

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8階

E-mail: admin@iima.or.jp ホームページ: <https://www.iima.or.jp>

税務・会計

中国政府は雇用安定のための税制優遇措置をアップグレードし、雇用維持に一層注力する

KPMG 中国
日系企業サービス
税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

概要

中国の財政部、税務総局、人的資源・社会保障部、農業農村部の4部門は、2023年8月2日付けにて共同で「重点グループの起業と雇用のさらなる支援に係る税收政策に関する公告」(財政部、税務総局、人的資源・社会保障部、農業農村部公告2023年第15号、以下「15号公告」)を公布し、税制優遇政策の実施期間を2027年12月31日まで延長した。同公告は、関連グループの名称、身元(貧困脱却・失業)認定データベース、企業の遡及適用が承認されるか否かなどについて明確化し、企業がより柔軟に遡及申告を選択できるようにしている。

背景

数十年にわたる社会経済の急速な発展を経て、中国政府は支援を必要とする重点グループを特定し、当該重点グループを支援するための一連の奨励措置を導入している。この内、一部の奨励措置は現金で個人に支給され、また税額控除/税額還付の形で重点グループを雇用する企業(雇用主)に還元される措置もある。2019年に公布された財税[2019]22号通達で、すでに貧困地域の人々と長期失業者の雇用安定を目的として、貧困層や失業者を雇用する企業を対象に税制優遇措置の実施を提案している。

様々な試練に直面している今日の経済環境において、雇用市場のさらなる安定化と活性化を目指し、財政部、税務総局、人的資源・社会保障部、農業農村部の4部門は、共同で上述の奨励措置をアップグレードした。これらの奨励措置は、複数の政府部門が連携し、努力した成果である。15号公告における雇用安定のための税制優遇措置の重要なポイントは以下の通りである。

- 企業が条件に合致する従業員を雇用し、1年以上の労働契約を締結し、かつ法に従って社会保険料を納付する場合、条件に合致する従業員の雇用1名当たり2万3,400人民元を上限とする税制優遇措置を受けることができる。税制優遇額は、当該年度に企業が実際に納付すべき増値税、都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加、企業所得税から控除される。
- 条件に合致する従業員とは下記の通りである。1) 全国返貧(貧困から脱却した人々が再び貧困層に転落すること)防止モニタリング及び農村振興推進と結びつけるための情報システムに登録されている貧困脱却人口である者。2) 人的資源・社会保障部の公共就職サービス機関に半年

以上失業者として登録されており、「就業創業証」または「就業失業登記証」（「企業吸収税収政策」と明記されたもの）を所持している者。15号公告では、財税〔2019〕22号通達などの文書に記載されている「建檔立卡（電子プロフィール作成・貧困支援情報システムへの登録）対象貧困人口」を「貧困脱却人口」（返貧防止モニタリング対象者を含む）に更新し、かつ当該重点グループが「全国返貧防止モニタリング及び農村振興推進と結びつけるための情報システムに登録されている貧困脱却人口」に属することを明確にした。当該グループの名称及び当該グループを認定するシステム名称を更新することにより、「貧困脱却難関攻略成果の強化・拡大と農村振興との効果的な結びつきの実現に関する中国共産党中央委員会・國務院の意見」の規定との整合性を図り、政策の実施における納税者及び末端税務機関の混乱を効果的に軽減することとなる。

- 税制優遇措置に関する遡及適用の承認：減額対象となる税金費用について、15号公告の公布前にすでに徴収されている場合、納税者のそれ以降の課税期間で納付すべき税金費用と相殺するか、還付されることとなる。過年度に重点グループの創業就業税制優遇措置を享受してから3年未満であり、かつ15号公告に規定された条件に合致する者は、15号公告の規定に従い、3年の期間（36カ月）が満了するまで税制優遇措置を継続的に適用することができる。15号公告では、政策が実施される前で優遇措置を適用できなかった企業は、遡及して税額還付を受けられることを明確にした。さらに、税制優遇措置の申請方法がより柔軟になり、税額還付を申請できるほか、「納税者のそれ以降の課税期間で納付すべき税金費用と相殺する」こともできるようになり、企業が税額還付を申請する際に地方財政の逼迫によって制限される状況を回避することができる。政策実施レベルでは、税務機関と企業の双方に対して確実性を保証しているため、地域ごとの実施基準の不一致を大きく改善し、納税者の税額還付申請の障壁をある程度軽減できることとなった。しかし、引き続き関連する実務の具体的な要件と実施基準に留意する必要がある。
- データ共有の強化とシステムのアップグレード：データ共有体制については、國務院貧困者支援弁公室が人的資源・社会保障部及び国家税務総局に年1回データを共有するという従来の体制から、「農業農村部（国家農村振興局）、人的資源・社会保障部、税務総局の間で貧困脱却人口の身元情報のデータ共有を実現し、データの下方展開を推進する」ことにアップグレードし、各規制部門の後続管理に寄与する。
- 政策実施期間の延長：15号公告では、税制優遇政策の実施期間を2025年12月31日から2027年12月31日まで延長した。これは、条件に適合する関連企業にとって大きなメリットとなる。

KPMGの所見

前述の通り、15号公告における雇用安定のための税制優遇は、「前世代」の税制優遇政策の「アップグレード版」といえる。同政策は、国の支援対象である重点グループを雇用するよう、企業にインセンティブを与えることを出発点としている。さらに重要なことは、これらの「重点グループ」が、重要な雇用期間（3年間など）において相応の職業スキルを習得し、将来における個人の持続

可能な成長にとってプラスとなる可能性がある。

「前世代」の雇用安定を目的とした企業への税制優遇政策適用などの支援実績を踏まえ、アップデートされた15号公告における雇用安定のための税制優遇に関するKPMGの主な考察は以下の通りである。

- 「条件に合致する」者の雇用を奨励する具体的な雇用基準を設けている企業はごく一部にとどまる。すなわち、多くの企業は、人員体制を整える際、税制優遇政策を雇用の判断要素の一部として考慮していない。
- ある製造企業の過去の雇用データによると、「条件に合致する」従業員の「ヒット率」は、同社の全従業員数の約8~14%にあたるという。最近のケースでは、ある家電グループのOEM（相手先ブランドによる生産）工場が、4万人以上の従業員のうち条件に合致する従業員（主にブルーカラー労働者）を4,300人以上特定し、約1億円の税額控除／還付を受けた。
- 上述の「ヒット率」は、企業が所属する業界、地域、賃金水準などによって異なる。例えば、IT企業のヒット率は比較的低く、蘇州市（中国中部の裕福な都市）などの地域にある家電製品のOEM工場のヒット率は極めて高い可能性がある。
- 当該税制優遇措置は2019年に導入されたものの（財税〔2019〕年22号）、多くの税務機関ではこの種類の税額控除／還付を取り扱った経験がない。したがって、企業／納税者及び税務機関の担当者向けに周知と説明・研修を実施する必要がある。
- 「条件に合致する」重点グループを雇用している企業にとって、当該税制優遇の適用を申請する場合、通常、下記3つのステップを踏む必要がある。

【税制優遇適用を申請するための手順】

<p>ステップ1：スクリーニング & 定量化</p>	<p>企業は、「条件に合致する」個人を特定するために、従業員情報に対してスクリーニングを行う必要がある。次に、企業は従業員のこれまでの雇用記録と社会保険料納付記録を照会し、適用可能な税制優遇額を定量化する必要がある。</p>
<p>ステップ2：準備&申請</p>	<p>当該税制優遇の申請は、企業の納税申告表を通じて提出しなければならないため、企業は関連する増値税、付加税及び／または企業所得税申告表を修正／改訂する必要がある。調整済みの納税申告表を条件に合致する従業員リストとともに企業の主管税務機関に提出し、税制優遇の申請手続きを正式に開始する。全国規模で業務展開しているグループ企業に関しては、申請にかかる事務的、時間的なコストなどを優先的に考慮し、より効率的な方法で「リターン」を得られるよう、詳細な実施計画を策定する必要がある。</p>

<p>ステップ3：フォローアップ & 取得</p>	<p>上述の申請について、人的資源・社会保障部／農業農村部の管理下にあるデータベースと「条件に合致する」従業員リストを照合するため、上級の税務機関に移管される場合もある（例：省レベルの税務機関）。したがって企業は、税制優遇の申請が適時に処理されるよう、各級の税務機関に対して密接にフォローアップすべきである。税額還付の適用対象となる税制優遇の申請について、企業は最終的に税額還付を受けられるよう、地方財政局と緊密に連絡を取り合う必要がある。</p>
-----------------------------------	--

出所：資料を基に筆者作成

- 税額還付の手続きがスムーズに進んだ場合、企業が税額還付を受け取るまで通常 2～4 カ月かかる。申請によっては複数の政府部門が関与する場合もあり、企業は当該税制優遇の適用を確保するために一定のリソース（社内外のリソースを管理するプロジェクトチームなど）を配置する必要がある。

結論

現在の厳しい経済環境下において、15号公告はよいタイミングで公布されたと考えられる。多くの企業が、事業運営を補助するための政府の奨励措置を積極的に模索している中、「条件に合致する」従業員の雇用に関連する優遇措置を適用できるよう、企業は適切なリソースを配置して実施計画を策定するよう提案する。15号公告は、経済的な奨励措置に加えて、社会的弱者が企業の「特別な優遇」を受けられ、雇用期間において職業スキルを習得することができるなど、企業における ESG（環境・社会・ガバナンス）の取り組みにも寄与する。

(執筆者連絡先)
 KPMG 中国 日系企業サービス
 税務パートナー
 李輝 (Lisa Li)
 中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F
 Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com

法令・政策

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では2月中旬から3月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【設備投資】
<p>○「国務院の『大規模設備更新及び消費財買い換え行動計画』発布に関する通知」(国発 [2024] 7号、2024年3月13日発布・実施)</p>
<p>大規模な設備更新と消費財買い換への行動計画。経済成長が減速している中で、内需拡大と供給側の構造改革を目的として、2024年から2027年までの期間に、設備更新、消費財買い換え、リサイクル、標準(エネルギー消費・排出技術、製品技術、資源リサイクル技術の規格)向上の4大行動を実施する。</p> <p>■2027年までの主な目標は、以下の通りとされている。</p> <p>① 工業、農業、建築、交通、教育、文化・観光、医療の7分野における設備投資規模を2023年比で25%以上増やす(注:2023年の設備投資規模は約4兆9000億元とされている)。</p> <p>② 重点産業におけるエネルギー消費設備のエネルギー効率を省エネルギー(省エネ)レベルにし、環境保護のパフォーマンス数値をA級レベルとし、一定規模以上(注:年間の主営業収入が年2,000万元以上)の工業企業のデジタル開発・設計ツール普及率を90%超、重要工程のデジタル化率を75%超とする。</p> <p>③ 廃棄自動車のリサイクル数量を2023年比で2倍にし、中古車の取引数量を同45%増、廃棄家電のリサイクル数量を同30%増とする。</p> <p>■この行動計画の実施に当たっては、主に以下の政策・措置を取るとしている。</p> <p>① 財政支援の強化:条件に合う設備更新・リサイクル項目に対しては、中央予算内での投資により支援する。消費財の買い換えは中央財政と地方政府の共同支援とし、自動車の買い換えに対しては中央財政から支出する“省エネ・排出削減補助資金”によって支援する。また、家電など耐久消費財の買い換えに対しては同じく“現代商業貿易流通システム関連資金”、新エネルギー公共交通車両とバッテリーの更新に対しては同じく“都市交通発展奨励資金”により支援する、など。</p> <p>② 租税支援政策の改善:現行の省エネ・節水、環境保護、安全生産のための専用設備投資に対する企業所得税の優遇措置をデジタル化・インテリジェント化改造への投資にも適用する、など。</p> <p>③ 金融支援の最適化:金融機関の再貸付による設備更新・技術改造の支援を強化する。再貸付の条件に合う銀行に対して、中央財政から利子補填を供与する。製造業に対する中</p>

長期貸付を拡大する。銀行によるグリーンローンの拡大を促進し、グリーン・インテリジェント家電の生産・サービス・消費を支援する。自動車ローンの頭金比率を引き下げ、貸付期限・限度額を合理的に確定することを奨励する、など。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6939232.htm

【決済サービス】

○「国務院弁公庁の決済サービスのさらなる最適化、決済の利便性向上に関する意見」（国弁発〔2024〕10号、2024年3月7日発布・実施）

中国ではスマートフォン（スマホ）を使ったモバイル決済が圧倒的に普及しているが、多様な決済サービスのニーズに応えるため、銀行カードや現金による決済サービスも並行して発展させる、という方針を示した文書。モバイル決済に慣れていない人々として、高齢者とともに訪中外国人が挙げられており、外国人のニーズにも応えたものとして注目される。

■主な方針は、以下の通り。

- 銀行カード（注）の受け入れ環境の整備：各地方政府は、大規模ビジネス街、観光名所、リゾート地、夜間の娯楽・観光の集中地区、ホテル、交通ハブ、病院などの重点場所・商業施設リストを作成し、銀行と決済機関はそのリストに基づいて国外の銀行カードを受け入れられるように設備を整えなければならない（注：銀行カードはキャッシュカードとクレジットカードを含むとみられる）。
- 銀行の現金自動預け払い機（ATM）で、国内外の銀行カードを使って人民元現金の引き出しができるようにする。
- 銀行、決済機関、清算機関は、モバイル決済の各段階の連携を強化し、利便性を高めるようにする。また、訪中外国人の国内携帯電話番号の手続きを改善する。
- 銀行の各支店に高齢者、訪中外国人向けのサポートサービスを確立し、銀行口座開設サービスを向上させる。国家移民局は中国人民銀行に情報確認サービスを提供し、銀行と決済機関の口座開設効率を高めるようにする。

なお、これらの方針については、中国人民銀行が率先して取り組み、活動計画と関連措置を具体化し、スケジュールとロードマップを明確にしなければならないとしている。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6937623.htm

（執筆者連絡先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

人民元レポート

全人代後、追加緩和への言及が相次ぐ

三菱UFJ銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

3月のレビュー

人民元の対ドル相場は7.19台前半で取引を開始した。5日の全国人民代表大会（全人代）で発表された経済目標に対して、人民元売りの反応となり、7.19台後半まで下落するも、7日の利下げ開始は「そう遠くない」とするパウエルFRB議長発言や、8日の米雇用統計を受けてドル安が進行し、12日には一時7.17台前半まで上昇した。ただ、同日発表の2月の米消費者物価指数（CPI）が市場予想を上回りドル高に転じると、翌13日には7.19台まで下落。その後、しばらくは7.20目前で下げ止まったが、21日に人民銀副総裁が預金準備率を引き下げる可能性に言及したことや、22日に人民銀が対ドル基準値を3月7日以来の人民元安方向に設定したことから、人民元売り圧力が強まり、昨年11月17日以来の安値7.23台まで下落した。翌営業日以降は、人民銀が対ドル基準値を大幅に人民元高方向に設定しているほか、国有銀行が大規模なドル売りを実施しているとの報道から下げ止まり、本稿執筆時点では、7.22台後半で推移する（第1図）。

対円相場は20.8台後半で取引を開始した。11日には20.4台まで水準を切り下げたが、同水準で下げ止まると、18日にかけて20.7台まで上昇。20日には日銀が大規模金融緩和の取り止めを決定したものの、円安が進むと21.0台を突破する場面があった。22日には一時20.9台前半まで反落するも、その後は21ちょうどを挟んだ値動きになった。27日には、財務省・金融庁・日銀の三者会合開催との報道からやや弱含んだものの、本稿執筆時点では20.9台前半で推移する（第2図）。

【第1図：人民元対ドル相場（3月29日13時時点）】



(資料) Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第2図：人民元対円相場（3月29日13時時点）】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

景気対策は「物足りない」とみなされた

全人代で発表された今年の経済目標は、実質 GDP 成長率を昨年同様「前年比+5.0%前後」とするなど、高めの設定となった（第1表）。一方、昨年12月の中央経済工作会议で決められた、地方政府債務を抑制するとの方針もあり、財政赤字の名目 GDP 比は前年度同様の3.0%とするなど、総じて放漫な財政出動を手控える内容となった。政府は長期のインフラ投資に用いられる1兆元の特別国債の発行を決めたものの、景気対策としては「物足りない」との評価にとどまった。

【第1表：全人代で公表された経済目標】

	2024年	2023年
実質GDP成長率(前年比)	5.0%前後	5.0%前後
都市部新規就業者数	1,200万人	1,200万人
都市部調査失業率	5.5%	5.5%
CPI(前年比)	3.0%前後	3.0%前後
財政赤字(GDP比)	▲3.0%	▲3.0%
特別国債	1.0兆元	0.0兆元
地方政府専項債発行額	3.9兆元	3.8兆元

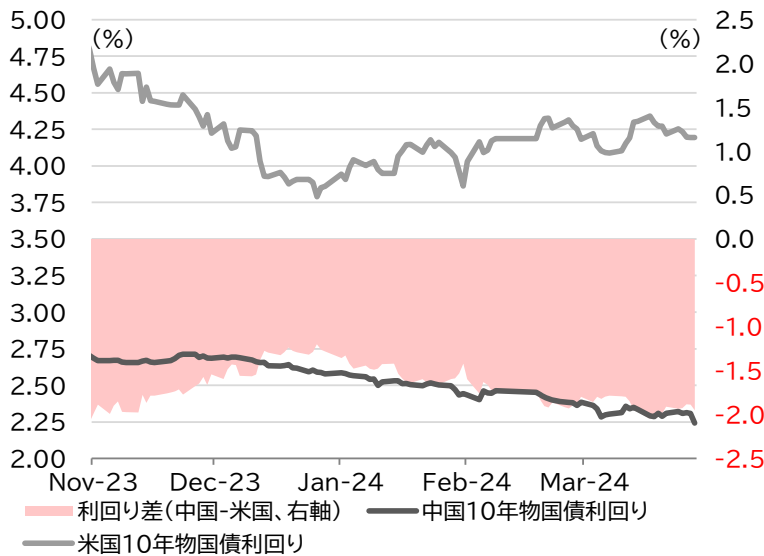
(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

金融緩和の強化に関する発言が相次ぐ

他方、金融政策面ではここもと、潘功勝総裁など人民銀高官が相次いで追加緩和の可能性に言及している。25日には、潘総裁が金融政策の運営にあたっては、「緩やかな物価上昇の促進」を考慮すると発言した。春節休暇の消費拡大下にあった2月も、CPIは前年比+0.7%にとどまり、全人代で

設定された 3%の物価目標を大幅に下回ったことを踏まえると、総裁発言は、近い時期の追加緩和を示唆したものと言えそうだ。この点に関して宜昌能副総裁は、21日に「主要国・地域の金融政策が、中国の金融政策の自由度を高めている」としたうえで、預金準備率の引き下げが可能と指摘している。FRBを筆頭に、主要国中銀が相次いで利下げの意向を示したことで、中米金利差の拡大に歯止めがかかり、追加緩和の余地が広がった面もありそうだ（第3図）。

【第3図：中米10年物国債利回り差（＝中国－米国）】

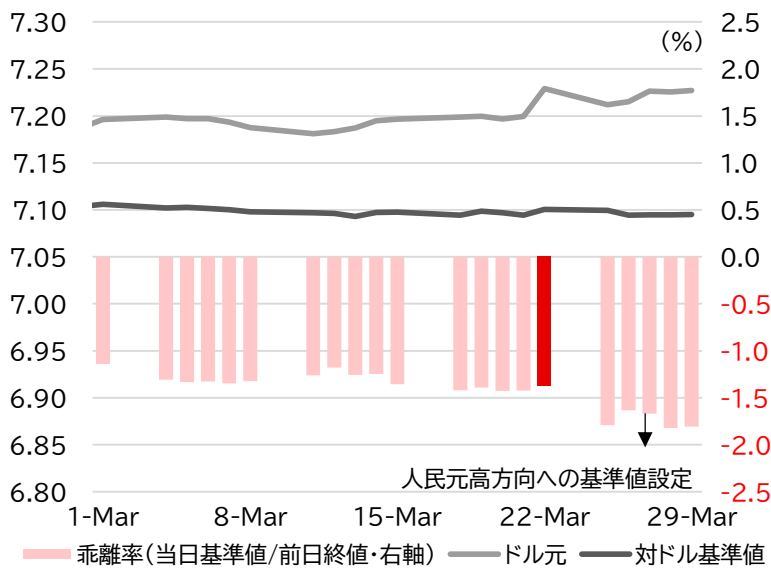


(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

人民銀は、緩やかな人民元安の進行を容認か

しかし、宣副総裁の発言は、翌22日に対ドル基準値を人民元安方向に設定したと相まって「人民銀が人民元安を容認した」と受け止められた（第4図）。その後も人民銀は、連日基準値を大幅な人民元高方向に設定し、国有銀行を通じたドル売り人民元買いを実施している模様だが、これまで対ドル相場の「下限」と意識されてきた7.20よりも人民元高の水準まで押し戻そうとする動きはみせていない。若干ながらも水準を切り下げたと言っているだろう。景気刺激を重視する人民銀は、人民元の急落は望んでいないものの、段階的に水準を切り下げる意向のようだ。

【第4図：人民銀による対ドル基準値設定】

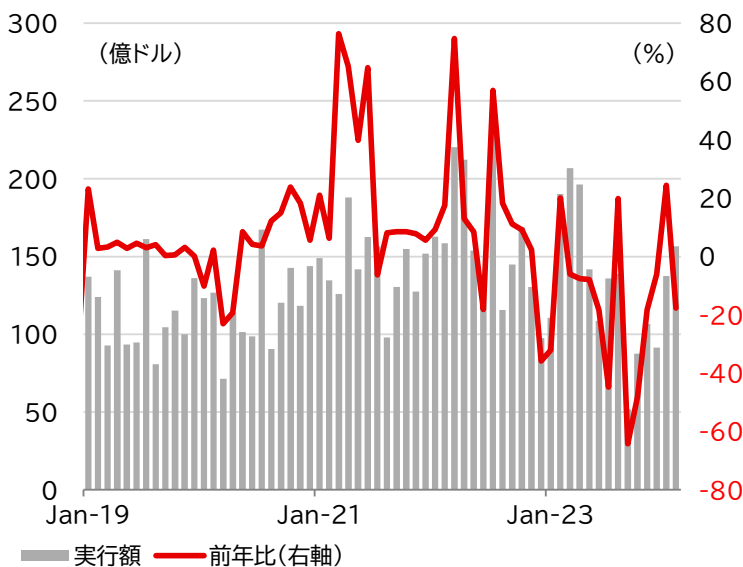


(資料) CFETS、Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

政府は対内直接投資の誘致を図るが、先行きは不透明

なお、全人代では、外資企業に対して製造業や一部サービス業などへの参入制限を大幅に緩和することが決まった。商務部が発表している月次統計では、今年に入っても外資企業の対中投資が減少傾向にあることが判明している(第5図)。ただ、対内直接投資の減少には、米中関係を取り巻く不透明感の高まりなども背景にあると言える。イエレン財務長官が訪中し、関係改善も期待されるものの、それが対内直接投資の拡大には繋がりそうもない。よって、対内直接投資の増加が人民元を押し上げるといったことは期待し難い。

【第5図：外資企業による対中直接投資の推移】



(資料) 中国商務部より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：人民銀の動きに注目

当方は、年半ば以降、米利下げに伴ったドル高の緩和や、中国の景気回復を受けた緩やかな人民元高が進むと予想している。ただし、米利下げ期待が後退していることもあり、当面は、人民元安圧力がかかり続けるとみておきたい。特に、人民銀高官による「地均し」発言が多くみられたことで、4月中の預金準備率引き下げの期待が高まっている。また、最優遇貸出金利（LPR）など諸政策金利の動向にも注目が集まりそうだ。LPR 決定直前の16日には、月次の主要経済指標も出揃う。引き続き、中国経済の弱さが意識されるものとなった場合には、利下げ期待が高まり、一時的に人民元安が加速する可能性もあろう。

なお、例年、4月の共産党の幹部会議で経済運営方針が見直される。昨年は、直前の米中堅銀行の破綻を受けて「金融リスクの抑制」が議論の俎上に載っていた。今年は不動産市場の低迷長期化を背景に、景気対策の強化が謳われることがないか、会議後の報道には注意が必要だろう。

【予想レンジ】

	24年4月～6月	7月～9月	10月～12月	25年1月～3月
USD/CNY	7.000～7.300	6.900～7.200	6.800～7.100	6.700～7.000
CNY/JPY	20.2～21.3	20.3～21.4	20.2～21.3	20.1～21.2

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2024年3月29日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

項目	単位	2022年				2023年				2024年	
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0	4.5	5.5	5.2	5.2	-	-
固定資産投資*	前年同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	5.1	3.8	3.1	3.0	-	4.2
第一次産業	前年同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	0.5	0.1	▲ 1.0	▲ 0.1	-	▲ 5.7
第二次産業	前年同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	8.7	8.9	9.0	9.0	-	11.9
第三次産業	前年同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	3.6	1.6	0.7	0.4	-	1.2
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	6.5	3.4	3.9	3.6	3.0	3.8	4.0	4.6	-	7.0
社会消費財小売総額***	前年同月比%	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	5.8	8.2	6.8	7.2	-	5.5
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	1.3	0.7	0.4	0.2	▲ 0.8	0.7
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 3.0	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.5	▲ 2.7
輸出***	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	8,218.3	16,634.3	25,203.1	33,800.2	-	5,280.1
	前年同月比%	15.8	14.2	12.5	7.0	0.5	▲ 3.2	▲ 5.7	▲ 4.6	-	7.1
輸入***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	6,171.2	12,547.4	18,898.9	25,568.0	-	4,028.5
	前年同月比%	9.6	5.7	4.1	1.1	▲ 7.1	▲ 6.7	▲ 7.5	▲ 5.5	-	3.5
貿易収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	2,047.1	4,086.9	6,303.0	8,232.2	-	1,251.6
対内直接投資(実行ベース)* <small>(注)</small>	億元	-	7,233.1	10,037.6	12,326.8	4,084.5	7,036.5	9,199.7	11,339.1	1,127.1	2,150.9
	前年同期比%	-	17.4	15.6	6.3	4.9	▲ 2.7	▲ 8.4	▲ 8.0	▲ 11.7	▲ 19.9
外貨準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,839	31,930	31,151	32,380	32,193	32,258
都市部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.3	5.3	5.2	5.2	5.3
国内自動車販売台数	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	607.6	1,323.9	2,106.9	3,009.4	243.9	158.4
	前年同月比%	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 6.7	9.8	8.2	12.0	47.9	▲ 19.9
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	49.2	49.1
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.7	51.4

* : 年初からの累計ベース。

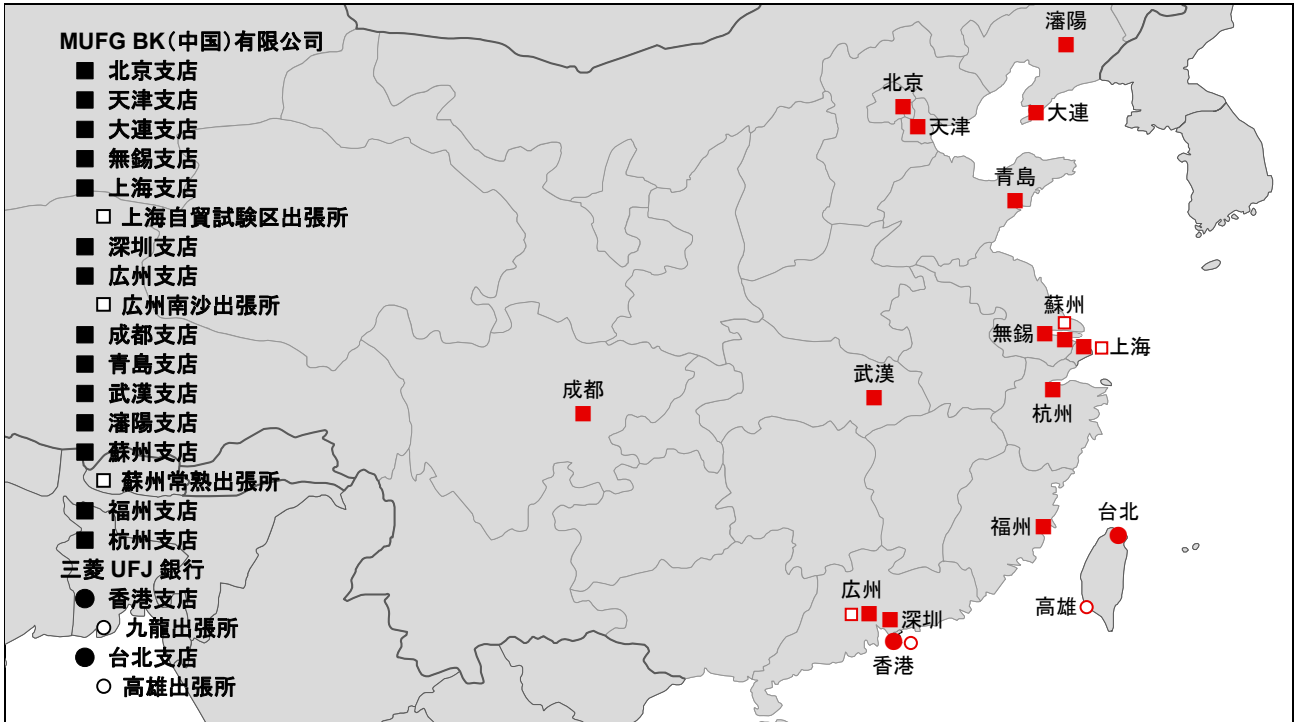
** : 2月 は 1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月 は 1-2月の累計ベース。

(注)商務部の 2022/7/29 の発表によると、2022年6月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022年6月から2023年5月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所)国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍出張所	18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高雄出張所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。